

出水期に向け、関係機関との連絡体制を確認

R6. 05. 10

～令和6年度加古川大堰放流連絡会議を開催～

— 姫路河川国道事務所 —

【加古川大堰放流連絡会の概要】

まもなく出水期を迎えることから、加古川大堰の放流について、関係機関との連絡を密にし、その円滑な実施と放流による下流の事故防止のため、5月10日に「加古川大堰放流連絡会」を開催しました。本会議は、昭和62年4月に発足し、今年で37目を迎えます。

会議では、関係機関への円滑かつ迅速な通知を行うため、洪水警戒体制の発令基準、下流巡視の手順、放流通知の連絡先などを確認しました。

【特定多目的ダム法第32条】多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【会員】

- 【会 長】姫路河川国道事務所長
- 【副会長】兵庫県 加古川土木事務所長
- 【監 事】加古川市消防本部 消防長
高砂市消防本部 消防長
- 【委 員】兵庫県 加古川警察署長
兵庫県 高砂警察署長
- 【事務局】河川管理第二課

【議事内容】

令和6年5月10日（金）（於：加古川大堰）

- 開会挨拶
- 放流連絡会規約・役員について
- 令和5年度の放流連絡結果について（令和5年度放流概要）
- 令和6年度の放流連絡方法等について
- 閉会挨拶

【放流連絡会の状況】

開会挨拶



大堰操作室見学



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
河川管理第二課（加古川分室）
〒675-1205 加古川市八幡町中西条875-1
TEL 079-438-0207

話そう
はりま

